

平成31年度 介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会（平成31年3月6・8日開催） Q&A

項番	質問	回答
1	<p>【アセスメントシートのダウンロードについて】 アセスメントシートはホームページからダウンロードできますか？</p>	<p>【アセスメントシートのダウンロードについて】 目黒区公式の以下のページからダウンロードできます。 トップページ → くらし・手続き → 介護保険 → 介護保険サービス事業者向けのお知らせ の → 介護予防・日常生活支援総合事業 → 介護予防ケアマネジメントに係るアセスメントシートについて http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/kaigo/jigyosho/sogojigyo/megurokuasesumenntosi-to.html</p>
2	<p>【運営規程、重要事項説明書の変更同意について】 要支援1の利用者に対しても、変更後の料金表の説明が必要でしょうか？ 要支援2に介護度が変わったときに行えばよいでしょうか？</p>	<p>【運営規程、重要事項説明書の変更同意について】 一般的に運営規程又は重要事項説明書に変更があった場合には、利用者すべての方に説明と同意が必要となります。運営規定等の構成にもよりますが、総合事業と介護給付を一体的に重要事項説明書等を作成している場合は、要介護の方にも説明と同意は必要と考えます。</p>
3	<p>【要支援1の利用者の事業費単価について】 現状では、要支援1の利用者は週1回利用が多いが、中には週2回利用者もいる。要支援1に関しても週2回利用の事業費を設定してほしい。</p>	<p>【要支援1の利用者の事業費単価について】 総合事業の事業費単価は国が定める単価の範囲内で区が定めることとされています。目黒区の総合事業の予防給付相当サービスの単価は、国が定めている単価と同額としており、区としましては現状の事業費の設定を維持していく予定です。</p>
4	<p>訪問型サービス（A2・A3）の30年4月CSVとの変更点は、初任の廃止だけと思われるが、訪問型だけなら31年のCSVを取り込んで作り直す必要はあるか？</p>	<p>訪問型サービスのサービスコード変更点は、初任者研修修了者等のサービス提供責任者を配置している場合の減算コードの終了だけです。 平成31年4月公開のサービスコードを取り込まず、既存のサービスコードで国保連の審査が通るかは、区としては判断できません。</p>
5	<p>【アセスメントシートについて】 本デイサービスにおいてデイサービス独自のアセスメントシートを利用しているが、今後は目黒区版アセスメントシートを使用しなければいけないか？</p> <p>【事業費改定による変更の同意書について】 要支援の利用者に加え、要介護の利用者にも同意を取らなければいけないか？</p>	<p>【アセスメントシートについて】 今回作成したアセスメントシートは、介護予防ケアマネジメントの際に使用するものです。通所介護事業所で独自に作成しているものを使用し、通所介護予防計画書を作成しても構いません。</p> <p>【事業費改定による変更の同意書について】 一般的に運営規程又は重要事項説明書に変更があった場合には、利用者すべての方に説明と同意が必要となります。運営規定等の構成にもよりますが、総合事業と介護給付を一体的に重要事項説明書等を作成している場合は、要介護の方にも説明と同意は必要と考えます。</p>
6	<p>通所型サービスに関して、A6とA7の指定を受けている事業所の場合、同一事業所で要支援2の利用者に対してA6とA7のサービスをそれぞれ週1回提供しても良いか？</p>	<p>通所型予防給付相当サービスと区独自基準サービスの併用利用を可能とした趣旨は、事業所の空き状況によらず必要なサービスを提供するためです。そのため、同一事業所による併用利用は不可といたします。しかし、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
7	<p>介護認定は要支援2で、週2回利用しているが、週によって週1回の利用となる利用者がある。この場合の設定単位は、週1回程度と週2回以上程度のどちらを取ればよいか？</p>	<p>介護予防サービス計画において、週2回以上程度と位置付けている場合は、実際の利用回数によらず（ただし、当該月に利用がない場合は除きます。）、週2回以上程度の事業費で請求していただいても構いません。</p>